

学校運営協議会の設置について

1. 経緯

高山市教育委員会では、高山市教育大綱の実現を図り、地域・家庭が主体的に学校運営に参画し、社会全体で地域づくり・学校運営を推進できるようになるかについて熟議してきた。結果、以下の理由をもって、高山市立小中学校に学校運営協議会を置きコミュニティ・スクール化を目指す方向性を、定例教育委員会にて決議した。（H30. 11. 28）

1. 高山市教育大綱の実現（社会全体で協働して子どもたちを育むこと）
2. 協働のまちづくり（市民が主役のまちづくり）
3. 学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりの推進（県教育ビジョン）
4. 学校運営協議会設置努力義務化（地方教育行政法一部改正）
5. 地域学校協働活動の推進（社会教育法一部改正）
6. 社会に開かれた教育課程（次期学習指導要領）

2. 福祉文教委員会

H30年. 2. 18、上記の方向性について福祉文教委員会と協議し、承認を得た。

【意見】

- ・学校運営協議会の本質を、丁寧に説明し広く市民に周知する努力をすること。
- ・住民が納得できるよう、しっかりと熟議を重ねること。
- ・今後、大幅な変更がある場合は、委員会と協議すること。
- ・コミュニティ・スクールは、福祉文教委員会の今年度の研究テーマでもあり、今後意見書を提出するかもしれないこと。

3. 子ども教育参画会議等

H30. 11. 1～12. 4に渡り、各座長を訪問して懇談を実施した。意見交換の結果、地域の実情によって状況は異なるものの、学校運営協議会設置に向けた理念と取り組みについては賛同を得るものであり、今後地域ごとに最善の方法を探ることで了承を得た。

H30. 12. 4に、全ての子ども教育参画会議等の座長が集まり、グループに分かれて意見交換を行うと共に、今後は地域の実情に応じて最も相応しい形で学校運営協議会設置に向けた発展的移行又は発展的解消の方向で承認を得た。

4. PTA関係

H31. 1/16、市PTA連合会本部役員会にて、学校運営協議会の本質と学校運営協議会設置に向けた市の方向性について説明をすると共に、H31年度は、H32. 4からの設置に向けた準備を進める必要があるため、準備委員会等への参加協力の要請をした。地域に根差した学校の在り方を探り、共に協力していく方向で話はまとまった。

5. 社会教育委員会

H31. 1. 30 社会教育委員会定例会議にて、学校運営協議会の本質と学校運営協議会設置に向けた市の方向性について説明を行った。教育大綱にある「社会全体で協働して子どもたちを育むこと」の実現に向け、協力の要請を行うと共に基本的な方針について、了承を得た。

6. まちづくり協議会

H31.1.7～1.23 各まちづくり協議会を協働推進課と学校教育課で訪問し、意見交換を行った。いずれの協議会も会長と事務局長が対応され、学校運営協議会設置に向けた市の方向性については了承を得た。主な意見は、下記のとおり。

【主な意見】

- 地域として子どもに何ができるかを考えて、今ある組織を見直していきたい。
- 保小中で連携してきたこれまでの流れを洗い出し、組み立て直していきたい。
- 学校は子どもの学びの場、まち協は社会教育の場として、最後はつながっていくものとする。
- 事業の精選をし、重なっているものは見直していく必要がある。
- 地域から協力金を得て今までも十分活動ができてきた。現在の体制と大きく変わることはないと考えている。
- 現在の体制ではうまく機能していないと感じており、よい形で機能できるように考えなければならない。
- 地域の人々が、学校でその地域の話をしていくことはよいことである。
- 協議会委員の人選がこれから大変。あて職でうまくいかなくなることもあるので考えなくてはならない。
- 他のまち協との絡みが増えてくるので、調整が大変になる。
- いくつかの学校運営協議会に参加していかなくてはならなくなるので、役割分担をしなくてはうまくいかない。
- 現在も学校とは密接にやっていると思うが、中学校区で他のまち協とかかわれるかが課題。
- 学校と地域のパイプ役が必要となる。
- 現在関わりをもっていない中学校にもこれから関わることになる。うまくいくのか不安な部分もある。
- いくつかの学校運営協議会に参加するとなると負担増に感じる。もちろん未来ある子どもたちのためにはやらねばならないと考える。
- まち協としても意思統一を図って臨まなければならない。

H31.1.31 まちづくり協議会推進会議にて、学校運営協議会の本質と、学校運営協議会設置に向けた市の方向性について、教育大綱にある「社会全体で協働して子どもたちを育むこと」の実現に向け、協力の要請を行うと共に基本的な方針について了承を得た。推進会議で出された意見は、下記のとおり。

- 学校規模によって、学校運営協議会の構成人数は異なるのか。
- 学校運営協議会は、基本小学校・中学校それぞれに置くという認識で良いか。
- 理念は分かるが、地域のボランティアがそこまで責任をもつことができるのか。
- 委員となったら地域づくりに必要な名簿等の個人情報の共有は認められるのか。
- 地域と学校をつなぐコーディネーター的な役割の人材が必要ではないか。

7. 校長会

H31.1.24 校長研修会にて、福祉文教委員会における協議内容と付せられた課題、並びに各まちづくり協議会からの意見等を報告すると共に、今後の市の方針について再度説明を行った。地域と共にある学校の在り方について、これまでも校長研修会を通して、研

究を深めてきた経緯もあり合意を得た。しかしながら、支所地域では、現行の子ども教育参画会議が学校運営協議会にスムーズに移行でき、保小中連携を強化する上で、小中に1つの学校運営協議会を設置する方向性も地域と話し合いが進んでいる一方で、高山地域においては、校区が複雑であり、1つの小学校から複数の中学校へ進学することの煩雑さや、子どもたちが住む町内や小学校区にあるまちづくり協議会との調整等のため、「準備委員会」立ち上げの必要性を確認した。

8. パブリックコメント

H31. 3. 11～4. 15 の期間にて、高山市ホームページ等で市民意見の募集を実施中。

9. 今後の見通し

○教育委員会

- 1) 「学校運営協議会設置に向けた手引き」の作成
- 2) 各学校運営協議会設置要綱のひな型の作成
- 3) 学校管理規則の一部改正に向けた準備
- 4) 各学校運営協議会委員の委嘱（学校からの推薦一覧に基づき市が委嘱状を作成）
- 5) コミュニティ・スクールの指定（各学校運営協議会設置要綱案が準備できた学校）

○学校・地域

- 1) 中学校区での事前打ち合わせ（中学校区の小中校長で、方向性と人選等を協議）
- 2) 各学校・地域にて「準備委員会」の立ち上げ（4月～6月頃までに第1回を開催）

<ポイント>

1) 学校運営協議会の本質を周知

- ①保護者や地域の方が、学校運営に直接かわり、当事者意識をもって子どもの教育に携わることで、他の保護者や地域の方々の声を学校運営に活かすこと。
（学校運営協議会の運営は、学校が主体であること）
- ②地域が学校を応援し、学校と子どもを核とした持続可能な地域づくり（コミュニティの強化）が図られること。

2) 学校運営協議会の役割【合議体】

- ①校長の示す学校運営方針と教育課程を含めた教育活動の承認
- ②承認した方針や活動の見届け（学校運営の当事者として）
- ③年度末の学校評価（成果と課題を次年度に活かす）
- ④その他（各学校運営協議会が必要と判断する課題を協議）

3) 現高山市型学校運営協議会（子ども教育参画会議）との調整

継続／発展的移行／もしくは発展的解消

4) まちづくり協議会との連携

- ・特に、校区をまたがったまち協との調整
- ・地域学校協働推進員的な位置づけの人材発掘と養成